



THE REPORT OF THE MIE DENTAL ASSOCIATION

三 重 県 歯 科 医 師 会 報



◆第3回医科・歯科合同研修会

「医科歯科連携～果たすべき役割と今後の展開～」

◆スポーツデンティストスキルアップ研修会

「ドーピングの傾向と注意点」

「スポーツ現場における救急処置」

◆19年度第1回医療管理講習会

「消費税と歯科医療税制」他



公益社団法人
三重県歯科医師会
<http://www.dental-mie.or.jp/>



2020
23
No. 702

第3回医科・歯科合同研修会	1
2019年度スポーツデンティスト スキルアップ研修会	4
2019年度第1回医療管理講習会	8
第5回歯科医師認知症対応力向上研修	13
第7回全国共通がん医科歯科連携講習会	13
2019年度第11回理事会 (災害時の歯科保健体制に関する研修会の実施を決定)	14
2019年度第4回都市会長会議 (都市会長らが市町への要望等について情報交換)	16
2019年度第12回理事会 (オンライン資格確認説明会について報告)	20
医療管理	
(・個人型確定拠出年金制度(iDeCo)の概要 ・2020年度歯科助手講習会について)	22
12月・1月会務日誌	24
会員消息	25
告知板	
(・第75回東海4県歯科医師親善ゴルフ大会のご案内 ・日本臨床歯周病学会第38回年次大会開催のお知らせ)	26
互助会の現況	28
国保組合の現況	29
編集後記	30

第3回 医科・歯科合同研修会

2019年12月22日（日）

三重県医師会館

12月22日（日）、三重県医師会と三重県歯科医師会による医科・歯科合同研修会が、三重県医師会館で開かれた。一昨年からスタートしたこの研修会は、三重県の医師会・歯科医師会の会員が緊密な連携を図ることを目指して企画されたもので、今回は千葉大学大学院医学研究院の丹沢秀樹教授が「医科歯科連携～果たすべき役割と今後の展開～」と題して講演した。丹沢氏は医師と歯科医師のダブルライセンスを持つ立場から、中医協において専門委員として学術的意見を述べてきた。講演ではそうした経験をもとに、周術期における口腔機能管理について、その意義や診療報酬で評価されるに至った経緯を説明した。2040年までの医療提供体制の見通しについても経済財政諮問会議の資料を用いて概説。人口減少と少子高齢化の進行により医療提供体制の弱体化が懸念されているが、これを打開するには医療福祉分野における就業者数を増やすことや、第3次・第4次産業革命として医療介護の生産性を増やすことが必要であるとした。周術期等口腔機能管理、栄養管理（摂食・嚥下）、地域包括ケア／医療、医科歯科連携等の個々の問題に関しては、診療報酬改定に表現された政策の意味や意義についてエビデンスをもとに詳述。そのうえで、医科歯科連携の進むべき姿は、医師を中心に歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネージャー等が積極的に参加する多職種連携であると説いた。

(理事・蛭川幸史 記)

医科歯科連携～果たすべき役割と今後の展開～

千葉大学大学院医学研究院
丹沢秀樹教授



■ はじめに

昨今、いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年問題に加え、2050年問題が論じられるようになっている。日本の高齢者数は2040年頃に最大数に達するとされており、その後は人口そのものが減少に転ずることで、2050年頃には日本の人口が1億人まで減少するだけでなく、100歳以上の高齢者が50万人を超え、生産年齢人口比率は50%近くまで減少するというものである。

このような人口構造の変化は、医療・介護が必要となる高齢者が増えるだけでなく、定年退職後の老後期間が増加する等、我が国の社会体制の永続性にも関わる大きな問題となるため、それまでに何かしらの手を打たなければならない。

医療・福祉分野での就業者の供給問題においても、2040年頃には全労働者の5.5人に1人（1,065万人）が、医療・福祉分野に携わる必要性があると考えられており、これに対する政府のシミュレーションとして、病気の早期発見や予防による重症化予防で需要を低下させることに加え、第4次産業革命の進展（IoT、人工知能、ビッグデータ・クラウド等の活用等）で医療福祉の生産性を向上させることにより、医療・福祉分野における就業者数を935万人程度（計画ベースよりも130万人減）に抑えたいとの考えである（図1）。

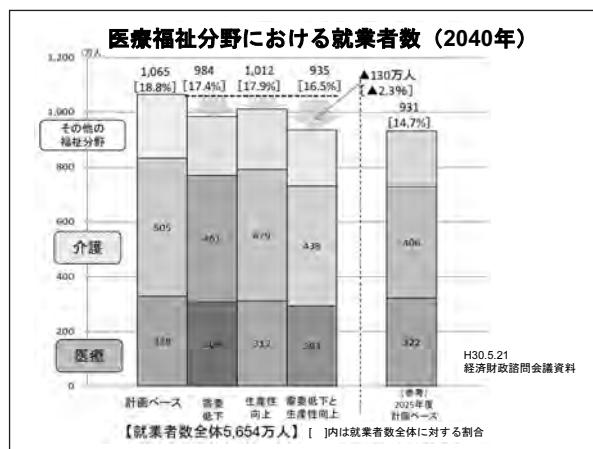


図1

■ 周術期等口腔機能管理について

口腔機能管理の定義には、いわゆる口腔ケアに加え、歯科疾患の管理（治療：cure）も含まれる。口腔ケアには、主に看護師により行われてきた「一般的口腔ケア」、歯科医師・歯科衛生士による専門的処置を含む「専門的口腔ケア」、多職種の連携による「連携口腔ケア」があるが、歯科医師が行う診断と治療計画の立案に加え、多職種が連携することで初めて効果を発揮する。

そもそも、周術期等口腔機能管理の推進は、地域包括ケアシステム構築のための取組みの強化策の一つとして導入されたが、その後、様々な臨床

データにより、対象患者の拡大や明確化等の見直しが進められており、医師・歯科医師の裁量権が認められる方向で推移している。

医学的には周術期口腔機能管理を行うことで、消化器がんの術後では合併症の減少や術後入院日数と絶食期間の短縮（信州大学、国保旭中央病院のデータ）が、肝臓がんや口腔悪性腫瘍の術後では抗菌薬の投与期間が減少する効果（信州大学、千葉大学のデータ）等が報告されている。さらに、信州大学のデータによると、周術期口腔機能管理開始以前（2007～11年度）に口腔内細菌の検出細菌に占める割合が5.7～8.7%であったのに対し、周術期口腔機能管理開始後（2012～13年度）にはその割合が半減している（図2）。

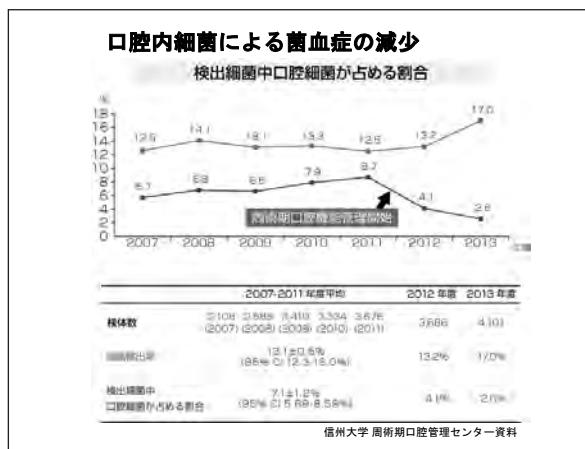


図2

■ 多職種連携の重要性について

糖尿病を例にとると、口腔粘膜の清掃やスケーリング等の口腔衛生管理を行うことで、HbA1Cの値が0.2～0.4程度改善することが分かっている。また、糖尿病性腎症で人工透析に陥る患者数は、年間1.8万人余りで、一人当たりの人工透析費用が約500万円／年であることを考えると、例えわずかな効果であっても、糖尿病の悪化を遅らせるることは重要である。

県立広島病院のデータ（図3）によると、週1回の専門的口腔機能管理（専門的口腔ケア含む）に加え、看護師による一般的口腔ケアを実行することにより、口腔内細菌数が著しく減少した状態を維持することが可能であると示されており、多職

種連携が重要であることが分かる。

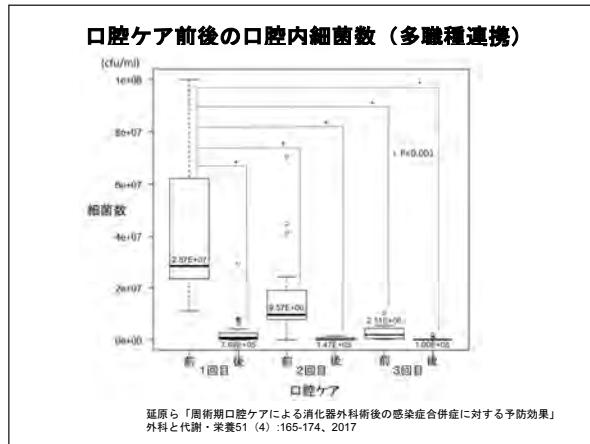


図3

従来は臓器を中心とした疾患概念のため、一科での対応を行ってきたが、これからは機能を中心とした疾患概念と多職種連携が必要である。口腔機能の低下による摂食嚥下障害や誤嚥性肺炎を例に挙げると、歯科・耳鼻咽喉科・神経内科等の連携が必要になる。なぜなら、喉頭は下顎骨と筋肉で繋がっているため、喉頭を良い位置に保つことに関しては歯科が得意とする分野であり、逆に嚥下訓練に入る前には、大きな事故を防ぐためにも医師による球麻痺や偽性球麻痺の診断が必要となる等、医科歯科の連携を緊密に行うことが求められる(表1)。

球麻痺	偽性球麻痺
延髓諸脳神経（舌咽神経、迷走神経）の神経核障害	延髓神経核の上位ニューロン（皮質延髓路）の障害
嚥下筋群の活動様式のプログラム異常	嚥下反射パターンは保存反射が起こりにくく
嚥下口腔相障害は軽度、咽頭相である嚥下反射障害が主体（嚥下反射が起こりにくく、起こっても不十分）	口腔相の障害（食塊形成不良）、咽頭期への移送の障害、嚥下障害の惹起不良
軟口蓋、咽頭挙上、咽頭収縮、食道入口部開大等の運動障害 停滞型の嚥下障害である	嚥下反射は保たれる 食塊形成しにくい 水分は特に誤嚥しやすい

表1

■ 栄養管理について

地域包括ケアシステム構築に向けた診療報酬上

の対策の一つとして、栄養障害のある在宅患者のみに算定可能だった「歯科医療機関連携加算」が、栄養障害のみならず、摂食機能障害及びこれらの疾患が疑われる患者まで拡大されている。

千葉大学病院の入院患者のアンケート調査によると、退院直前に口の中に症状のあるものが全体の76.3%にも達しており、そのうちの52.7%は口腔状態が改善されれば、希望の食事形態がかなえられたのではないかと回答している。

これに対応するためにNSTチームへの歯科医師の参加が認められており、歯科が参加することで「栄養サポートチーム連携加算」が、歯科医師と連携することで「歯科医師連携加算」が認められるルールになっている。

■ 地域包括的ケアシステムの構築に向けて

医科歯科連携を推進する観点から、歯科診療を行ううえで、必要な診療情報や処方内容等の診療情報を、かかりつけ医とかかりつけ歯科医との間で共有するために、「診療情報連携共有料」の算定が認められている。

また、高齢者が病院を退院する時には共同指導が行われるが、医師（または看護師）の他、歯科医師（または歯科衛生士）、薬剤師、訪問看護師、ケアマネージャーのいずれか3者以上と共同して退院指導を行うと病院側に2,000点の加算点数が認められる。この参加者に関しては、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬局・薬剤師が担当しなければならないという規定ではなく、医科歯科連携が発展するための入り口となりうるので、今後の発展を大いに期待するところである。

■ まとめ

これまで歯科は、来院型の治療が中心だったが、訪問診療にも参加する時代となっている。今後、多職種連携の医療が普及する中で、口腔の専門家として、なお一層、診断や患者の管理治療計画の立案に参加することが求められている。

2019年度 スポーツデンティスト スキルアップ研修会

2019年11月14日（木）

三重県歯科医師会館

11月14日（木）、三重県歯公認スポーツデンティストを主な対象としたスキルアップ研修会が開かれ、会員約40名が参加した。三重県歯では、これまでに100名を超えるスポーツデンティストを認定しているが、さらなるスキルアップを目指した今回の研修会では、アンチドーピング対策の現状と脳振盪の判定についての講演及び担架を使用した救急搬送の実習が行われた。研修の前半は、相好体操クラブ代表として体操競技の普及に尽力する傍ら、スポーツファーマシストとして県内でスポーツ薬学の指導的役割を果たしている三重県薬剤師会の山本将之氏が「ドーピングの傾向と注意点」と題して講演。スポーツ選手や指導者等を対象にしたアンチドーピング講習会、「アスリートお薬手帳」の発行や国体開催時の「ドーピングホットライン」等の取組みについて紹介するとともに、歯科領域における薬剤の注意点を具体的に解説した。後半は、本田技研ラグビー部「ホンダヒート」のチームドクターや鈴鹿サーキット医師団長として活躍しているMSMCみどりクリニックの瀬戸口芳正氏が「スポーツ現場における救急処置」と題して講演。脳振盪を判定するための医学的な基礎知識と鑑別方法を詳しく紹介するとともに、脳振盪の正確な判定は難しく、救護班として参加した場合には、Pocket CRTの「Red Flags」を遵守する必要があることを強調した。担架(Scoop Board)を用いた救急搬送の実習では、頭部の固定(MILS)を行った後、MILS実施者がリーダーとなってチームとして対象者を安全に搬送する方法を紹介。スポーツ競技の現場で使用されている最新の器具の取扱いを実際に体験できる貴重な機会になった。

(理事・鳴神茂幹、新 達也 記)

ドーピングの傾向と注意点

～現在の三重県の取組みと歯科医師が気を付けるべき薬剤について～

三重県薬剤師会・山本将之アンチドーピング担当理事



■ スポーツ大会での選手の医療機関受診

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開かれ、世界から多くのスポーツ選手が来日する。選手たちは環境に慣れるため、事前キャンプを行うが、三重県ではオリンピックだけでも、カナダ選手団の体操競技チームが四日市市で、アーティスティックスイミングチームが鈴鹿市で、レスリングチームが津市で、それぞれ事前キャンプを

行なうことが決まっている。近年、チームにはドクターが帯同しないことが多い。選手やスタッフに医療サービスが必要になった場合には、コーディネーター等の紹介により近隣の医療機関を受診することになるため、基幹病院のみならず、一般の診療所を急に受診することも稀ではない。21年に開かれる三重とこわか国体・とこわか大会でも全国から選手が集まるが、国体選手の場合には言葉が通じるし、公的医療保険も使えるので海外から来日する選手よりは対応しやすい。一方で選手たちのドーピングに関する知識は十分ではない。医療関係者は選手たちをドーピングから守るべき立場にあると認識し、注意を払う必要がある。

■ 歯科領域における薬剤の注意点

歯科領域で用いられる薬剤でドーピング陽性となる可能性があるものはそれほど多くはない。注意すべき例としては、▽顎関節症に対する葛根湯の服用▽ステロイドの塗布・内服▽歯肉肥厚等の代替降圧薬▽フェリプレシン▽静脈内注射▽サプリメント・プロテイン・漢方薬一等がある。

葛根湯は麻黄が主成分となっているが、麻黄にはエフェドリンが含有されているため禁止されている。漢方薬では麻黄湯・防風通聖散・小青竜湯・ヨクイニンにも麻黄が配合されているので注意が必要である（漢方薬は薬剤師会としては推奨しない。自己責任の範囲での使用とする）。ステロイドの場合、塗布は可能であるが内服薬としては禁止されている。Ca拮抗薬による歯肉肥厚を回避するために降圧剤を変更することがあるが、β遮断薬は禁止されている場合があるので注意を要する。

フェリプレシンについては以前のような治療使用特例(TUE)の申請は不要になっている。静脈内注射は医療行為に限られ、栄養補給等が目的の場合は不可である。サプリメントやプロテインは可能な限り医療用のものを用い国内産を選択する。

■ 現までのアンチドーピングの取組み(県内)

現在、県内で様々なアンチドーピングの取組みが行われている。医師や薬剤師等が国体結団式やインターハイ、ジュニア・障害者の大会等、様々な機会を捉え、選手や指導者、競技団体等を対象にアンチドーピング講習・研修等を実施している。啓発のためのリーフレットやカードの配布はもちろん、ドクターズトークと称して選手宿舎等を訪問し選手と直接話をする機会を作っている。全国に先駆けて「アスリートお薬手帳」も作成した。必要な情報が掲載されているだけでなく、これを提示することにより医療機関側が、その患者がスポーツ選手であることを認識しやすくなる。また、国体期間中は「ドーピングホットライン」を開設し、スポーツファーマシストが24時間電話対応可能な体制を探っている。

■ 今後のアンチドーピングへの取組み

今後もアンチドーピング活動を推進していく必要があるが、三重とこわか国体・とこわか大会を契機に「アスリートお薬手帳」を全国に普及させたいと考えている。これまで県内選手を対象としてきた「ドーピングホットライン」も全国規模に拡大したい。

スポーツ現場における救急処置～脳振盪・頸椎損傷を中心に～

医療法人MSMCみどりクリニック・瀬戸口芳正理事長

■ はじめに

脳振盪が繰り返されると脳は徐々に委縮し、慢

性外傷性脳症が引き起こされ、いわゆるパンチドランカーのような症状を呈することがある。選手の生命を守ることが最優先事項だが、脳振盪の管



理を怠ったという理由で主催者に対する訴訟が起こされることを回避するためにも、現場にいる医療従事者が正しい知識を持ち、適正な管理・対応を行っていることを対外的に示す必要がある。スポーツ競技における脳振盪の管理については、非常に厳しく評価される時代になっているのである。

■ 脳振盪とは

スポーツで発生する頭部外傷は、直接頭部に外力が加わることによる直撃損傷と、回転加速度によって脳が揺らされて生じる回転加速度損傷に大きく分けられる。

直撃損傷では、頭蓋骨骨折・急性硬膜外血腫・脳挫傷・脳内血腫等が引き起こされるが、そのうち急性硬膜外血腫では選手が激痛を訴えることが特徴で、圧痛点が存在し、皮下出血を伴う。一方の回転加速度損傷では、急性硬膜下血腫・脳振盪・セカンドインパクト症候群等が引き起こされるが、急性硬膜下血腫が架橋静脈損傷による出血であるのに対し、脳振盪は出血を伴わない。スポーツ競技における脳振盪では、四肢、特に上肢が上がる強直肢位と呼ばれる重篤な症状を示さないことが多いため、現場で判定することは困難である。

脳振盪はCTやMRIの画像に異常を認めない一時的な機能障害と考えられてきたが、近年では画像診断機器や診断技術等の向上により、脳の表層ではなく内部の脳幹や脳梁部にひずみが生じる軸索損傷ではないかと考えられ始めている。外力による衝撃は脳全体に波及し、脳のどこの軸索が損傷を受けるかによって症状の出方が全く異なるため、現在では脳振盪が様々なタイプに分類され

ると考えられている。

脳振盪の主な臨床症状としては意識消失・認知機能の異常・平衡感覚の異常等が、自覚症状としては頭痛・めまい等が挙げられる。その中で分かりやすい症状が意識消失だが、意識消失が現れるのは脳振盪全体の10%程度であるため、意識消失がないことだけを理由に「脳振盪ではない」と判断するのは非常に危険である。

■ 競技への復帰について

急性硬膜下血腫を起こした選手の競技復帰についての明確な基準はないが、頭部への衝撃や回転加速度が生じるコンタクトスポーツへの復帰は許可するべきではないとされている。

ワールドラグビーでは脳振盪の取扱いを厳格化し、ピッチに立つドクターに資格取得を義務化している。コンタクトプレーにより脳振盪を起こした疑いのある選手にはHIA (Head Injury Assessment) が適用され、チームドクター、マッチデイドクター、さらにビデオによる判断と、三重のチェックをかけて脳振盪かどうかを判断する。受傷直後に明らかな脳振盪徵候（意識消失、痙攣等）がある場合や、試合後48時間後のテストで陽性とされ脳振盪と診断された場合には、それ以降の出場は停止し、段階的な運動復帰を行う。

脳振盪後、症状の消失に1週間、競技復帰までは3週間程度を要すると考えられている。ただしこれは過去にそうした事例が多いという経験則による目安に過ぎず、医学的に安全が約束されたものではないことを理解すべきである。脳振盪ガイドラインでは復帰までの6段階のGRTPプログラムと専門家の診断を受けることが推奨されている。

スポーツ外傷の現場に立ち会う場合は、Pocket CRT (Pocket Concussion Recognition Tool) という手引書に従い、Red Flags (警告) と呼ばれる症状（意識レベル低下・嘔吐の繰り返し・頭痛の増強・痙攣・四肢の筋力低下・行動の異常や混乱の悪化・首の痛み・複視）がある場合には絶対に選手を競技に復帰させてはならない。これだけは何があっても譲ってはいけない。

■ Scoop Boardを使用した救急搬送方法(実技)

【頭頸部重症外傷が疑われる場合の対応手順】

1. 対象者周囲の安全確認：BLSの手順に従い、対象者周囲の安全確認や対象者の状態の確認を行う。
2. Anterior Hold：下顎・前額部固定。右肘は対象者の頭部左上方に置き、右手で前額部を固定。左肘を対象者の頬骨上に固定し、左手で下顎を固定する(写真1)。
3. Manual In Line Stabilization (MILS)：頭頂部からの頭頸部固定。MILSの実施者がリーダーとなり、その後の指示や合図を行う。MILSは対象者の担架への固定が終了するまで継続する(写真2)。
4. ネックカラーの装着：ネックカラーのサイズを調整し頸部に密着させて装着する。
5. Log Roll：Scoop Board (担架) の長さを調整し、対象者の片側に3名が並び、3Over・3Underの位置に手を置く。リーダーの合図



写真1 (Anterior Hold)



写真3 (Log Roll)

で対象者を手前に持ち上げ、Scoop Boardを対象者の背中へ密着させ元に戻す。反対側も同様に行い、Scoop Boardを連結させてから元に戻す(写真3)。

6. ストラップ固定：ストラップを用いてScoop Boardに頭部・上肢・大腿部・足部を固定する(写真4)。
7. 搬送：リーダーは頭部を位置取り、他の救助者は左右均等に分かれる。両手でBoardを把持し、頭部側の膝を立てリーダーの合図で同時に立ち上がる。進行方向は足部とし、タイミングを合わせながら進む。

■ おわりに

近年では誰もがスポーツ現場の動画を撮影することができ、時によってはSNS等を通じて受傷時の対応手技が公開されてしまう場合もある。選手の生命を守ることはもちろん重要だが、自分を守るためにも以上のステップを確実に身に付けて救護に当たって欲しい。



写真2 (MILS)



写真4 (ストラップ固定)

2019年度

第1回医療管理講習会

2019年12月8日（日）

三重県歯科医師会館

12月8日（日）、19年度第1回医療管理講習会が開かれた。今回は10月の消費税率の引上げや軽減税率の導入とそれに伴う診療報酬改定等を受けて、医療税制をテーマに据えた講習を企画。前半は三重県歯顧問税理士の植村公順氏が「消費税複数税率制度下の歯科医業における留意すべき事項」と題して、消費税の概要と確定申告に際して留意すべき事項について、課税事業者の場合を中心に説明した。後半は日歯の税務・青色申告委員会で2011年から委員長を務めている中村勝文氏（埼玉県歯副会長／川口市開業）が登壇。「消費税と歯科医療税制」と題した講演では、まず消費税の仕組み（多段階税制）と控除対象外消費税及び診療報酬による補填について分かりやすく説明。社会保険診療報酬を課税化した場合に生じる問題点を示したうえで、消費税導入時及びその後の税率引上げに当たっての中協での議論と改定時の対応について詳述した。さらに今般導入された軽減税率の欠点について解説した他、日歯の税制改正要望に沿って、4段階制や事業税非課税等の特例措置、医療用機器に係る特別償却制度や新設された事業承継税制を含め、医療税制に係る豊富な知見が披露された。

(医療管理委員・飯田 務 記)

消費税複数税率制度下の歯科医業における留意すべき事項

三重県歯科医師会・植村公順顧問税理士



いて、その売上げ（収入）に対して課税され、最終的に消費者へ転嫁される。税の累積を排除するために、各段階の課税事業者が課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除して納税するか還付を受ける。しかし、消費税法では非課税売上げに対応する課税仕入高に係る消費税額は控除できないとされているため、非課税売上げ等に対応する課税仕入高の消費税が消費者に転嫁できることになる。これが「控除対象外消費税」（いわゆる損税）である。

歯科医業における収入金額に関する取引は、消費税の課税取引として▽自由診療報酬▽健診等の収入▽歯ブラシ等の販売収入▽貴金属の売却収入▽事業用減価償却資産の売却収入等が、消費税の非課税取引（消費税法第6条 別表第一、第二に

■ 消費税の概要

消費税は原則として、国内における全ての財貨の販売・サービスの提供等（非課税取引・輸出免税取引に係る取引や不課税取引は除く）を対象とし、生産・流通・販売・サービス等の各段階にお

挙げられるもの)として▽保険診療収入▽労災及び自賠責保険診療収入▽土地の売却収入－等が挙げられる他、不課税取引(消費税法以外の取引)として▽贈与や寄付による収入▽補助金▽出資配当金－等が挙げられる。

支出(仕入れ・経費等)に関する取引としては、消費税の課税取引として▽歯科材料仕入れ▽電気・ガス・水道料金▽交際費▽旅費交通費▽消耗品費▽歯科技工料▽テナント料▽リース料▽従業員の通勤手当－等が、消費税の非課税取引として▽損害保険料▽収入印紙・証紙▽行政機関の手数料▽商品券の購入▽土地の購入費▽借入金利子－等が挙げられる他、不課税取引として▽給与・賃金▽寄付金▽見舞金▽交際費のうち祝儀・香典－等が挙げられる。

原則として、基準期間(2年前の年分または年度)の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、消費税の課税事業者となる。課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税等の納税義務が免除される免税事業者とされる。なお、選択する年の前年末までに届出した場合は、免税事業者であっても、課税事業者となることが可能である。

■ 消費税等の確定申告

2019年10月1日から消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)を合わせた税率が、10%の標準税率と8%の軽減税率の複数税率となった。これに伴い、課税事業者の消費税の確定申告は、区分経理を行い、それぞれ集計する必要が生じ、経理に対応した請求書及び帳簿の保管も必要になった。特に19年分消費税等の確定申告においては、19年9月30日以前と10月1日以降の消費税率・地方消費税率が異なるため、旧消費税率・軽減税率・標準税率に区分する必要がある。

消費税の確定申告における納税額の計算方法には、「一般(原則)課税計算方法」と「簡易課税計算方法」がある。「一般課税」では、課税売上高に係る消費税額から課税仕入高等に係る消費税額を控除して納付(還付)消費税額を計算する。

この課税仕入高等に係る消費税額を差し引くこ

とを「仕入税額控除」といい、課税売上高が5億円超または課税売上高割合が95%未満の場合は仕入税額控除の計算方法を個別対応方式と一括比例分配方式のうち有利な方法を選択できる。歯科医業においては、課税売上高割合が95%未満である場合には課税仕入れを区分して計算する個別対応方式を選択すると有利である場合がある。個別対応方式を選択する場合には、自費診療の課税売上げに係る仕入れ・経費、保険診療の非課税売上げに係る仕入れ・経費、自費診療、保険診療に係る共通の仕入れ・経費に区分経理を行う必要がある。

「簡易課税」は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択することができる。この場合は、課税売上高に係る消費税額から、事業区分ごとのみなし仕入率による課税売上高等に係る消費税額の合計額を控除して納付消費税額を計算する。「簡易課税」を選択する場合は、事業区分経理が必要であり、それがなされていない場合は、その事業者の事業区分のうち最も低いみなし仕入率が適用されるため、注意が必要である。

19年10月1日から23年9月30日までの間は、従来の請求書等保存方式を維持しつつ、税率ごとの区分経理に対応する措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されている。記載事項は、①発行者の氏名・名称②取引の年月日③取引の内容④相手先の氏名・名称⑤軽減税率の対象品目⑥税率ごとに区分して合計した税込対価の額－等が必要である。

23年10月1日からは、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が施行される。原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書、適格簡易請求書、またはこれらの書類の記載事項に係る電磁気的記録(いわゆるインボイス)の保存及び帳簿の保存を仕入税額控除の要件とするものである。適格請求書発行事業者とは、課税事業者であって、自ら税務署長に申請し、適格請求書を交付することができる事業者として登録を受けた事業者を指す。

歯科医業における軽減税率の対象は表1のとおりである。取扱商品が標準税率対象と軽減税率対

象のいずれであるかは、仕入先から交付される納品書等で確認する必要がある。

歯科医業における軽減税率の対象

項目	標準税率対象	軽減税率対象
飲食料品	医薬品等に該当するガム等の飲食料品	医薬品等に該当しないガム等の飲食料品
	水道水 (うがい水)	ペットボトル水 (うがい水)
新聞	売店で購入する新聞	定期購読新聞

表1

■ 消費税率の引上げ等に伴う留意点

歯科医業における収入の計上時期は治療という役務の提供が完了した時、または物品の販売における物の引き渡しの時となる。つまり19年9月30日までに役務の提供、物品の引き渡しが完了している場合は8%、10月1日以降に役務の提供、物品の引き渡しが完了している場合は10%となる。具体例は以下のとおりである。

- ① 9月30日までに自由診療の治療契約を結んでいても、10月1日以後に治療した場合は、消費税率10%を適用する。また、10月1日以後に行う自由診療の治療費を見積りで9月30日までに前受けした場合であっても、消費税率10%を適用する。
- ② 9月30日までにインプラントの埋入を行い、

10月1日以後に上部構造を装着した場合は、上部構造を装着した時点が治療完了となるため、消費税率10%を適用する。

- ③ 9月30日までにインプラント8本の治療契約を結び、9月30日以前に3本の治療が完了し、10月1日以後に5本の治療が完了した場合、3本は消費税率8%、5本は10%を適用する。
- ④ 矯正治療については、矯正装置の装着時に全額を受領する場合は、矯正装置の装着が9月30日以前であれば8%、10月1日以後であれば10%を適用する。期間の経過または役務の提供の程度に応じて受領している場合は、その期間が経過した日または役務の提供を完了した日、支払日が定められている場合は支払日、支払日が定められていない場合は、支払いを受けた日、支払日が矯正治療を完了した日以後とされているものは完了した日の消費税率を適用する。
- ⑤ 矯正治療の調整料については、その調整が完了した日の消費税率を適用する。
- ⑥ 9月30日以前に仕入れた歯ブラシ・歯磨き粉も10月1日以後は消費税率10%で販売する。

消費税率引上げに伴う自由診療等の価格改定について、政府は「経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何らさまたげるものではない」との考え方を示している。消費税率の引上げで禁止されていることは、▽不適正な価格表示▽不適正な広告▽不適正な価格転嫁－等である。

消費税と歯科医療税制

日本歯科医師会 税務・青色申告委員会 中村勝文委員長

■ 医療に係る消費税

消費税は、日本では多段階課税という仕組みで、製造業者から中間業者までの消費税の負担は一切なく、全ての消費税は最終消費者が負担することになっている。

しかし、社会保険診療による医療費は、1989年の消費税導入当初から非課税となっている。社会保険診療における最終消費者である患者は、消費税を負担しないために、医療機関が購入する治療材料・設備、委託業務・外注技工料等に係る消費税分は仕入税額控除ができない。また、社会保険



診療は公定価格であるため、消費税分を価格に転嫁することができず、医療機関の負担となる。これを控除対象外消費税という。これについては、消費税導入時から診療報酬で補填するという仕組みが採られてきた(図1)。

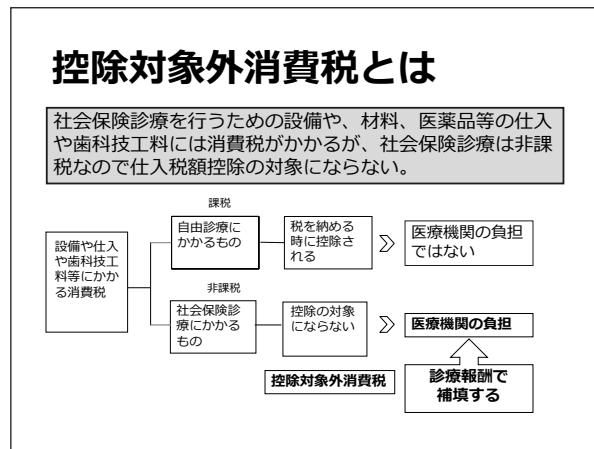


図 1

当初は個別の診療報酬に上乗せする方法が採られたが、14年の消費税率8%への引上げに伴う診療報酬改定以降は、主に初・再診料、訪問診療料等への上乗せによる補填に変更された。厚労省による14年度補填状況調査では「補填状況にはらつきは見られたもののマクロでは概ね補填されていることが確認された」とされたが、18年になってこの調査に誤りがあったことが報告され、全体の補填不足及び医療機関種別ごとの補填率にはらつきが見られることが明らかになった。これを受け、消費税率の10%への引上げに対する19年10月の診療報酬改定では、14年改定時の誤りを補う意味で、消費税率が5%から10%へと引き上げられたものとして再計算が行われることとなった(表2)。

歯科診療報酬補填率の推移

	本体	薬価材料	合計
1989年	0.15%	不明	0.32%
1997年	0.43%	0.15%	0.58%
2014年	0.87%	0.22%	1.09%
2019年	0.57%	0.15%	0.72%
合計	2.02%		2.71%

表 2

控除対象外消費税を解消する案の一つとして、社会保険診療を消費税の課税対象とすることも検討されてきた。しかし、課税化に当たっては、①課税に伴う事務量が増加し、事務負担の軽減を根拠にしている4段階制による特例措置や、公益性を根拠とする事業税の非課税措置に影響が及ぶ可能性がある ②患者負担が増加し国民の理解が得られない ③社会保険診療報酬が課税対象となると免税や簡易課税を選択できなくなる ④診療報酬の消費税補填分の点数の引きはがしが求められマイナス改定の可能性がある一等の問題点が指摘されてきた。さらに課税化には各点数項目の課税費用割合を求めることが必要とされるが、これが不可能であるとされ、現在は課税化することはできないと結論づけられている。

消費税率10%と軽減税率

19年10月1日から軽減税率が適用されることになった。対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品と週2回以上発行される新聞で定期購読契約に基づくものとされている。歯科診療所においても、軽減税率の対象品目の売上げや仕入れがある場合は、区分記載請求書等の発行や区分記帳を行う必要があり、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。歯科診療所において考えられる軽減税率対象飲食料品は、サプリメント・嚥下困難者用食品・飲料・会議費や交際費として飲食料品を購入する場合・ガム・新聞等がある。

軽減税率の問題点として、①税率の高低が消費行動やモノの売れ行きに直結する ②約1兆円の税収減による社会保障財源の不足 ③納税事務の煩雑化と事務負担の増加 ④対象品目の線引きの問題 ⑤収税コストの増加 ⑥法的紛争が多発する可能性－等が挙げられる。

②について、消費税の軽減税率制度は消費税率引上げに伴う低所得者世帯に対する配慮等として導入されたが、その効果が限定的であるのに対して、税収が減少することによる社会保障財源の減額を引き起こすことに最大の問題があると考えられる。③について、仕入税額控除制度の計算という観点からインボイス方式の導入が不可欠となるが、事業者の事務負担増やインボイスを出せない免税業者が取引から排除されることが懸念されている。課税する側においても事務量が増加することが予測される。④について、軽減税率の対象の範囲を明確にする必要があるが、複数の商品が一体となって同時に供給される場合の適用税率の判定が不明瞭である点や、外食か否かを判定することが困難である場合がある。軽減税率の適用拡大の要望が高まり、本来の目的を超えて拡大していくことも懸念される。⑥について、軽減税率対象の判定に混乱が生じ、訴訟に持ち込まれる可能性がある。

■ 日歯20年度税制改正要望の概要

日歯の20年度税制改正要望の主な内容を以下に示す。

- ① 社会保険診療に係る消費税は非課税扱いとし、控除対象外消費税を適切に検証のうえ、必要な財源を確保し、診療報酬改定により過不足なく補填を行うこと等を要望する。
- ② 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること等を要望する。現行の特例措置は、所得金額の算定上、社会保険診療に係る収入は総収入金額等に算入せず、また社会保険診療に係る経費は必要経費等に算入しないこととされており、社会保険診療報酬については実質的に非課税の扱いとなっている。また、医療法人は特別法人とされ、軽

減税率が適用されている。

- ③ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（4段階制）を存続することを要望する（表3）。歯科における利用状況は社会保険診療収入が5,000万円以下の歯科診療所の46.2%であり特例の廃止により利用者の78.7%が、事業の継続ができなくなるか、現在のような医療提供が困難であると回答している。

4段階制概算経費率

社会保険診療報酬の金額	概算経費率
2,500万円以下	72%
2,500万円超 3,000万円以下	70%
3,000万円超 4,000万円以下	62%
4,000万円超 5,000万円以下	57%

■2013年度税制改正により、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は適用対象から除外されることとなった。

表3

- ④ 医療用機器に係る特別償却制度の償却率を30%以上に引き上げるとともに、7%以上の税額控除の選択適用とし、対象を500万円から160万円に引き下げるなど等を要望する。医療用機器に係る特別償却制度は、中小企業投資促進税制にならって創設されたが、税額控除の措置がなく、取得価格が500万円以上という要件であり、歯科ではほとんど利用できていない。
- ⑤ 個人版事業承継税制の手続きの簡略化及び納税猶予期間中に医療法人を設立する場合の納税猶予の継続等を要望する。
- ⑤に挙げた個人版事業承継税制は、後継者である受贈者または相続人等が特定事業用資産（事業用の宅地等、建物、減価償却資産）を贈与または相続により取得し、経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、その資産に係る贈与税・相続税について一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度である。この制度の適用に当たっては、事業用小規模宅地特例とどちらが有利かを検討することが推奨される。

第5回歯科医師認知症対応力向上研修

2019年12月1日（日） 三重県歯科医師会館



12月1日(日)、第5回歯科医師認知症対応力向上研修が開かれ、歯科医師46名、歯科衛生士8名、薬剤師1名が受講した。昨年と同様、三重大学医学部附属病院認知症センター長も務める三重大学大学院医学系研究科神経感覚医学講座神経病態内

科学・富本秀和教授が「基本知識」「連携と制度」について、三重県歯・羽根司人副会長が「かかりつけ歯科医の役割」について講演した。

この研修は厚生労働省が推進する認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づくもので、在宅療養支援歯科診療所等の施設基準の届出に必要な所定の研修「高齢者の心身の特性（認知症に関する内容を含む）、口腔機能の管理、緊急時対応等」に該当するため、三重県医療保健部長寿介護課から修了証書が発行される他、三重県公式ウェブサイトに研修修了者名簿が掲載され、三重県歯公式ウェブサイトの「歯科医師認知症対応力向上研修修了歯科医院一覧（地図）」に診療所名等が追記される。

第7回全国共通がん医科歯科連携講習会

2019年12月15日（日） 三重県歯科医師会館

12月15日(日)、第7回全国共通がん医科歯科連携講習会が開かれた。県内では、12年に日歯・国がん（国立がん研究センター）事業としてのがん医科歯科連携講習会を実施し、翌年より厚生労働省委託事業に位置付けられた本講習会に移行している。今回は7回目の開催で、医師1名（尾鷲総合病院長）、歯科医師12名、歯科衛生士12名の計25名が参加した。初めに福森常務理事が「連携状況について」と題してこれまでの三重県歯科医師会の取組みについて紹介。その後、がん治療における医科歯科連携に必要な幅広い知識を網羅したDVD講習（▽がん治療総説▽がん手術と口腔

ケア▽がん薬物療法を受ける患者の歯科治療・口腔ケア▽頭頸部放射線治療法、放射線化学療法の患者への歯科治療・口腔ケア▽BMA（Bone Modifying Agents）の使用に関連する顎骨壊死と歯科治療・口腔ケア▽がん医療における緩和ケアと歯科治療・口腔ケア▽がん患者における歯科治療の実際一等）が実施された。講習会終了後には、全てのカリキュラムを受講した初受講の歯科医師に「修了証」、歯科医師以外の初受講者には「受講証明書」が交付され、県内20のがん拠点病院・連携病院及び全国のがん拠点病院との連携登録手続きも行われた。

2019年度

December

第11回理事会

2019年12月5日（木）
三重県歯科医師会館

災害時の歯科保健体制に関する研修会の実施を決定



日歯で開かれた災害時の歯科保健体制等に関する研修会について報告があった。これを受けて2月20日（木）に三重県歯会館で都市会役員、関係団体及び行政職員等を交えた研修会を開催することを決定。災害時の初動体制や諸機関との連携、避難所のアセスメント等について実践的な演習を行う予定だ。

報告等

●三役報告

【出席会議】三重県医師会19年度トップセミナー（11/18）、三重県後期高齢者医療広域連合第2回運営協議会（11/7）、19年度都道府県歯専務理事連絡協議会（11/13）、地域医療構想に関する国との意見交換会（11/28）

●社会保障委員会

【事業活動】自主懇談、個別指導立会、特定社保講習会及び第2回社会保障委員会（11/28）、新規指定保険医療機関集団指導立会（11/28）

【出席会議】19年度社保・国保審査委員会合同協議会歯科部会協議結果取りまとめ（11/7）、第25回社会保険疑義事項検討会議（11/7）【報告事項】社保連絡No.2・3、社保通知No.1

●医療管理委員会

【事業活動】都市会顧問税理士連絡協議会（12/5）【出席会議】三重県医療安全推進協議会

12月5日（木）、19年度第11回理事会が開かれた。大杉会長は11月28日（木）に天皇皇后両陛下が京都御所で催した茶会に出席。会員を代表して時代の節目となる行事の一端に触れたことを報告した。稻本専務理事は11月13日（水）に開かれた都道府県歯専務理事連絡協議会で、日歯の宇佐美常務理事からオンライン資格確認について、三井常務理事からキャッシュレス化について、それぞれ説明があったことを報告した。伊東理事からは同じく

（11/7）【報告事項】『三歯会報』12・1月号植村顧問記事、歯科医療機関に対する院内感染に関する取組みの推進（日歯）、HIV曝露事象後の感染防止体制（三重県）、就職活動における学生意識調査の報告（ユマニテク）、歯科相談6件

●学術委員会

【報告事項】研修会・講習会、医薬品関連情報（HP）、都市会学術研修会助成金事業

●福祉厚生委員会

【事業活動】第44回睦寿会総会・親睦会（11/23）

●公衆衛生委員会

【事業活動】8020推進月間及び「いい歯の日」街頭啓発（11/8）、口腔ケア教室（神島、11/16）、第5回歯科医師認知症対応力向上研修（12/1）

【出席会議】第62回三重県学校保健安全研究大会（11/14）、第4回日本子ども虐待防止歯科研究会学術大会（11/23）、第30回三重NST研究

会世話人会・学術集会(11/30)【報告事項】第24回三重県歯科保健大会参加者数、糖尿病連携推進リーフレット及びポスター、『ママごはん』冬号掲載記事、障がい児(者)施設での歯科に関する実態把握調査結果、設備整備補助金決定者(内定)【協議事項】「食と健康フォーラム」(1/19) 講師の交代

●広報情報委員会

【事業活動】第24回三重県歯科保健大会取材(11/10)、三重テレビ『Mieライブ』(11/7 伊藤理事出演)、FM三重『はぴはぴ子育て』(11/8放送、11/28収録)【報告事項】妊娠婦向けアプリ「Baby プラス」への歯科医院情報の登録方法、日歯広報コラム『都道府県通信』原稿、SEO対策の進捗【協議事項】三重テレビ20年新春スポットCM、最新歯科医療実態調査・調査票案

●スポーツ歯科PT

【事業活動】三重県歯公認スポーツデンティストスキルアップ研修会(11/14)【出席会議】四日市市スポーツ・国体推進部国体競技課との打合せ【協議事項】第20回日本スポーツ・健康づくり歯学協議会講師

●障害者歯科センター

【事業活動】スタッフミーティング(12/1)、障害者歯科センター診療実績【出席会議】第36回日本障害者歯科学会総会および学術大会(11/23・24)

協議事項

1. 19年度新入会員講習会
2. 20年度事業計画（基本方針案及び実施事業案）

議題

- 第1号：四師会による災害時の医療救護活動に関する協定の締結に関する件
- 第2号：三重県歯印管理規程の制定に関する件
- 第3号：都市会長会議の招集並びに附議事項に関する件(12/19)
- 第4号：三重県地域口腔ケアステーションサポートマネージャー雇用事業申請
- 第5号：入会申請／井上浩一(桑員)
- 第6号：互助会入会申請
- 第7号：互助会給付(11/7～12/4 申請分)

●災害時対応・体制室

【事業活動】第1回災害時対応・体制室打合せ(11/28)【出席会議】四師会による災害時の医療救護活動に関する協定の打合せ(11/14)、日歯災害歯科保健医療体制研修会(11/16・17)【報告事項】セコム登録状況(11/29現在)、セコム安否確認訓練の実施結果(11/26)、台風15・19号災害義援金募金、災害時優先電話の設置【協議事項】災害時の歯科保健体制等に関する研修会の開催(2/20)

●日歯委員会等

【議事運営特別委員会】第1回議事運営特別委員会(12/4)【社会保険委員会】兵庫県共同指導立会(11/21)【地域保健委員会】地域保健委員会正副委員長打合せ(11/27)【医療管理委員会】第2回医療管理委員会(11/21)、第2回災害時対策・警察歯科総合検討会議(10/31)【日学歯】生きる力推進事業部会(11/13)、第8回理事会(11/20)、全国学校保健安全研究大会及び第69回全国学校歯科医協議会(11/21・22)、専門研修(11/23・24)

●その他

【出席会議】介護給付費等審査委員会(11/28)【報告事項】20年度要望事項に対する回答(自民党)、都市会による市町行政に対する要望事項

2019年度

第4回都市会長会議

December

2019年12月19日（木）

三重県歯科医師会館

都市会長らが市町への要望等について情報交換

12月19日(木)、19年度第4回都市会長会議が開かれた。大杉会長は報告の中で、▽診療報酬改定率▽「診療報酬改定の基本方針」▽中医協での歯科に係る議論▽医療経済実態調査に対する日歯の見解一等について丁寧に解説した。稻本専務理事は3月1日(日)開催予定の新入会員講習会について案内。前回と同じように20年4月入会・開業予定者については、都市会長を通じた申し出により「歯初診」施設基準届出のための講習会（今回は同日の医療管理講習会が相当する）が受講できるよう取り計られる。学術委員会からは2月9日(日)開催予定の第2回学術研修会について、公衆衛生委員会からは糖尿病に係る医科歯科連携啓発のリーフレット及びポスターの医科医療機関への配布、19年度地域口腔ケアステーション設備整備事業交付決定者数について報告があった。災害時の対応・体制については、都市会での災害時優先電話の設置が推奨された他、2月20日(木)に開かれる「災害時の歯科保健体制等に関する研修会」の詳細が示された。都市会の災害歯科コーディネーターや行政職員等の参加も募る予定。協議では、20年度事業計画の素案が披露された他、前回会議での鈴木会長(津)の提案に基づき、各都市会から市町への要望事項の詳細が報告された。

会長報告

20年度診療報酬改定の動向

社会保障審議会の医療保険部会及び医療部会で、20年度診療報酬改定の基本方針が決定された。「基本方針」は、▽改定に当たっての基本認識▽改定の基本的視点と具体的な方向性▽将来を見据えた課題で構成され、基本認識として▽「全世代型社会保障」の構築▽患者・国民に身近な医療の実現▽働き方改革を含む医療提供体制改革の推進▽社会保障制度の安定性・持続性の確保等が必要とされた。基本的視点では、▽患者・国民にとって身近で安心・安全で質の高い医療の実現▽地域包括ケアシステムの推進等の項目で歯科についての言及があり、かかりつけ歯科医機能の評価や歯科診療所と病院歯科の機能分化、医科歯科連携等が20年度改定のポイントになってくると思われる。中医協では11月に第22回医療経済実態調査の結果が公表さ

れた。日歯はこれに対し、「個人立歯科診療所の経営状況は厳しい状態が続いている」「経営努力や経費削減努力が明らかに限界に達している」と指摘。「速やかで大胆な対応」を求める見解を示した。12月に入ると、第440回総会(12/11)で医科歯科連携について、第441回総会(12/13)では歯科医療についての2度目の議論が行われ、外来環の施設基準の見直しや口腔疾患の重症化予防（歯科疾患管理料の見直し等）が議論の俎上に載っている。改定率については大臣折衝の結果、診療報酬本体は0.55%引き上げられるが、このうち0.08%は消費税を財源とした「救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応」で、それを差し引いた通常改定部分(0.47%)の各科内訳は、医科0.53%増・歯科0.59%増・調剤0.16%増となり、配分比率は1対1.1対0.3が維持された。

20年度税制改正大綱

12月中旬に与党税制改正大綱が示された。これに沿って後日閣議決定されるが、社会保険

診療の所得計算の特例措置や事業税の非課税措置は維持される見込み。

一般会務報告

会員数

19年4月1日～12月18日の期間で入会14名、退会12名。現会員数859名。

19年度新入会員講習会

3月1日(日)に開催予定。対象者は14名。

入会予定者の医療管理講習会受講

4月入会希望者で、3月中に「歯初診」施設

基準を届け出るための講習受講を希望する場合は郡市会長を通じて申し込み、3月1日(日)開催の第2回医療管理講習会を受講できる。

障害者歯科センター実績報告

10月診療分：診療日数8日間、件数163件、実日数184日。11月診療分：診療日数8日間、件数149件、実日数169日。

委員会事業報告

【学術】(林常務理事)

第2回学術研修会

2月9日(日)に開催予定。富山県高岡市開業の牧野 明氏が歯科衛生士の畔川澄枝氏とともに「質の高い歯周基本治療の威力と意義」と題して講演する。スタッフの参加も歓迎する。

日本糖尿病協会登録歯科医の更新要件講習の申請

日本糖尿病協会では2007年に「歯科医師登録医」の制度を創設したが、18年4月の制度変更に伴い「登録歯科医」に名称を変更した。新制度では協会が認める講習会の受講も更新要件の対象となる。歯科医師会等が主催する歯科医師向け講習会も活用したいとしているので、該当する講習会を開催する場合は規定に従い協会へ申請されたい。

各都市会学術研修会

12月19日(木)から2月23日(日)の期間、四市・津・松阪・伊勢・尾鷲・伊賀で研修会が予定されている。

【公衆衛生】(福森常務理事)

第24回三重県歯科保健大会

11月10日(日)に松阪市で開かれ、計504名が参集した。会員の参加者が143名と例年より多かった。松阪地区歯科医師会の協力に感謝する。

糖尿病と歯周病の関連調査

今年度で2年目となり、前年度からの追跡対

象者892名と新規対象者1,772名に受診券を発行した。12月12日(木)時点での受診率は約3割。

糖尿病に係る医科歯科連携の啓発

県及び県医師会との共同事業として、糖尿病と歯周病の関係についての啓発を目的としたポスター及びリーフレットを作成した。医師会会員の医療機関で掲示・配布される。

郡市会での公衆衛生関係諸会議の開催状況

4月以降、各地区で地域口腔ケアステーション連携推進ネットワーク会議・地域口腔ケアステーション連携推進伝達講習会・学校歯科医研修会・モデル地区フッ化物洗口推進会議・地区別災害時対応検討会等が開催されている。

19年度内の研修会等

学校歯科保健先進地視察研修として1月16日(木)に岐阜県可児市東明小学校を訪問。1月19日(日)に開催する「食と健康フォーラム」では、日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック・山田裕之助教が「みんなで支えようより良い子どもの食べる機能～口腔機能発達不全症に対する指導・管理～」と題して講演する。

1月26日(日)には第9回医科・歯科連携推進人材養成研修会が「摂食・嚥下リハビリテーションと口腔管理」をテーマに開催され、藤田医科大学医学部歯科・口腔外科講座の松尾浩一郎主任教授と七栗記念病院の園田 茂病院長が講演

する。2月16日(日)には第11回みえ歯ートネット研修会で梅花女子大学口腔保健学科・森崎市治郎教授が「障害者の歯科保健・治療と地域連携」と題して講演する。

三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業

口腔機能向上機器29件と嚥下内視鏡3件の交付が決定された。

【社会保障】(前田常務理事)

社保連絡No.2

10月に開かれた社保・国保審査委員会合同協議会の結果を周知した。「埋伏歯」病名での埋伏歯加算を伴う抜歯算定、初期う蝕早期充填処置後6か月を経過した場合の同一歯のう蝕歯に対する充形または修形の算定を認めること等。

社保連絡No.3及び社保通知No.1

社保連絡として12月から区分C2(新機能・新技術)として「ハイブリットコートⅡ」が保険収載されたことに伴い算定方法等を周知。関連した「疑義解釈(その18)」については社保通知を発出した。

【医療管理】(林常務理事)

第2回医療管理講習会

3月1日(日)に院内感染防止対策をテーマに開催。順天堂大学医学部公衆衛生学講座・長尾由美子客員教授が「明日からの歯科診療で役に立つ!肝炎ウィルスの基礎知識」と題して講演する。

医療事故調査制度の現況報告(9~11月)

11月末時点での医療事故報告が累計1,572件、院内調査結果報告が累計1,229件、相談件数が累計8,110件、センター調査依頼件数が累計112件。

都市会の年末年始の診療状況について

桑員・亀山・南紀・伊賀では輪番制、四日市・津・松阪・伊勢では休日診療所で対応する。

20年度歯科助手講習会

4月19日(日)、5月14日(木)・24日(日)の全3回の予定。

【広報情報】(太田常務理事)

「いい歯は毎日を元気に」動画の活用

日歯の「いい歯は毎日を元気に」プロジェクトの一環として歯・口の健康に関する国民向け動画を作成している。日歯ウェブサイト内のメンバーズルームからダウンロード可能になっており、一定の条件の下で会員の診療所内や歯科医師会主催のイベント等で使用できるので活用されたい。

映画『笑顔の向こうに』DVDの活用

日歯が製作し、19年3月に公開された映画『笑顔の向こうに』がDVD化され県歯にも送付されている。郡市会等が主催となり歯科関係者(中高生、学生含む)に対して無料上映可能。上映を希望する場合は条件の詳細について日歯に確認のうえ、申請書を提出する。

「Baby プラス」への歯科医院情報の登録

日本産婦人科学会が監修した妊産婦向けアプリ「Baby プラス」に日歯会員の歯科診療所情報が掲載可能になっている。各自、日歯ウェブサイト内のメンバーズルームから登録されたい。

【災害時対応・体制室】(稻本専務理事、桑名理事)

セコム安否確認システムの登録状況

12月13日(金)現在の登録状況は会員数852名中775名(90.96%)。

セコム安否確認システム訓練結果(11月26日)

11月26日(火)にセコム安否確認システム訓練を実施した。対象者853名中、報告者491名(57.56%)、未報告者362名。報告率の向上についても協力願いたい。

台風15・19号等災害に係る義援金募金

会員より76件の募金があり、総額は924,835円に達した。既に日歯宛に送金した。協力に感謝する。

災害時優先電話の設置について

災害時優先電話は法令に基づいて提供されているサービスで、災害等にも制限を受けずに発信や接続が可能になる。今般、県歯の固定電話についてこの指定を受けることができた。郡市会でも指定を受けられる可能性が高いと聞いているので、通信業者に問い合わせのうえ、可能であれば指定を受けて欲しい。

四師会による災害時の医療救護活動に関する協定書の締結

三重県医師会・三重県歯科医師会・三重県薬剤師会・三重県看護協会は、三重県地域防災計画に基づき、災害時の医療救護活動の連携強化を図るための協定を締結することで合意した。大地震や風水害等の災害で三重県または日本医師会等から医療救護班(JMAT三重)の派遣要請があり、三重県医師会のみでは医療救護班を編成できない場合は、四師会で協議のうえ、医

療救護班を編成し派遣することになる。20年3月に正式に協定締結の予定。

災害時の歯科保健体制等に関する研修会

11月に日歯が開催した災害歯科保健医療体制研修会を踏まえ、三重県でも2月20日(木)に「災害時の歯科保健体制等に関する研修会」を企画した。県歯役員、郡市会担当役員の他、関係団体や行政職員の参加を想定している。郡市会長から各市町へ参加を呼び掛けて欲しい。

その他の報告

20年度要望に対する反応等（稻本専務理事）

前回報告したとおり、県行政等に対して20年度に向けて「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の見直しと県内行政機関（各保健所・教育委員会）への歯科衛生士の配置の2点を要望した。

条例改正については各方面から前向きな回答を得られており、20年度末を目途に見直しの内容の検討を始めている。歯科衛生士の配置については予算措置を伴うため長期的な視点で働き掛けを継続したい。

協議事項

20年度事業計画について

この日は実施事業の素案が示され、担当常務理事等から簡単な説明があった。診療報酬改定に合わせて改訂される『保険診療の手引』は7月16日(木)に県歯会員向け講習会であるMDAセミナー開催時の配布を目指す。最新歯科医療実態調査については19年度末に調査票が配布され、20年度に回収から報告までを行う。

た地域医療構想に関するワーキンググループで突然公表された「統合再編の議論が必要な病院」のリストに地区内の病院が含まれていたこともあり、調整会議で県の担当者からも遺憾の意が示されたとのこと。また、田口会長は在宅を含む医療提供体制に係る資料として歯援診やか強診の数が提示されていたことに懸念を示したが、羽根副会長から医療介護総合確保基金活用の根拠として活かされている旨が説明された。

市町行政に対する要望事項について

第3回郡市会長会議での鈴木会長(津)からの提案に応じる形で、郡市会長から市町行政への歯周病検診や妊婦歯科健診等の要望事項の資料が提示され、どのような方法（要望書や口頭など）で、どういう頻度で、どの窓口に対して要望を行っているか等について情報交換が行われ、これまでの要望の中で成果のあった事項等についても紹介された。

岩田会長(桑員)からは、防災対策の推進に当たって県歯が想定している活動内容が質された。稻本専務理事は災害時の支援現場で着用するビブスについて、日歯が歯科医学の象徴色とされている鳩羽紫の使用を推奨していることから、これに合わせたものを次年度から順次整備する方針を明らかにした。また、多様な災害に柔軟に対応することの必要性を強調。そのためにも2月の研修会を有益なものにしたいと述べたうえで、セコムの安否確認システムの活用についても説明を加えた。

郡市会長からの提案事項について

田口会長(伊勢)からは自身が出席した地域医療調整会議及び市町等教育会議について報告があった。伊勢地区では、9月に厚労省で開かれ

(広報情報委員・村田賢司 記)

2019年度

January

第12回理事会

2020年1月9日（木）

三重県歯科医師会館

オンライン資格確認説明会について報告

1月9日（木）、19年度第12回理事会が開かれた。大杉会長は新年の挨拶を述べた後、年末に閣議決定された20年度予算案に触れ、歯科関係予算が大きく伸びていることを歓迎した。林常務理事は歯科衛生士需給対策の一環として、20年度にSNSの中でも女性ユーザーが多いとされるInstagram（インスタグラム）を活用した広報事業を展開する計画を明らかにした他、厚労省が発出した応召義務等に係る通知について報告した。福森常務理事は文科省が公表した学校保健統計調査の結果について解説。こうしたデータ等を踏まえ、引き続き行政や学校保健関係者に対し歯科疾患の予防施策の必要性を訴えていく方針だ。前田常務理事からは、12月23日（月）に開かれた東海北陸厚生局によるオンライン資格確認の導入に向けた説明会について報告があった。国はマイナンバーカードの普及を目的としてオンライン資格確認の導入を急いでおり、社会保障審議会医療保険部会で支払基金によるカードリーダーの配布が提案される等、検討が進められているが、医療機関側の回線整備等の課題も多く、今後も動向を注視していく必要がありそうだ。協議では、三重県が見直しを図っている「子どもを虐待から守る条例」の中間案に対して、三重県歯としての意見を提出することが合意された。

報告等

●三役報告

【時局報告】厚労省20年度歯科関係予算、医道審議会医道分科会答申 【出席会議】子育て支援フォーラム in 三重（12/14）、東海口腔衛生学会常任幹事会（12/15）、三重県健康管理事業センター理事会（12/19）【その他】四日市教育委員会に対する「第85回全国学校歯科保健研究大会」に関する事業説明（12/26）

●社会保障委員会

【事業活動】社保自主懇談（直前）（12/5、7）、個別指導（12/12）、社保自主懇談（事前）（12/19）、社保講習会（伊勢、12/15）【報告事項】酸素の購入価格に関する届出、増減点事由記号に係る事由文言の変更（支払基金）、「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」に係る経過措置（東海北陸厚生局）【協議事項】施設基準指定講習会の開催（2/16）

●医療管理委員会



【事業活動】第1回医療管理講習会（12/8）、第3回医療管理委員会（12/19）【出席会議】第8回歯科技工士の養成・確保に関する検討会（12/12）【報告事項】第2回医療管理講習会（抄録）、20年度歯科助手講習会（日程）、SNS（Instagram）広告、「応召義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等

について」(厚労省)、歯科相談 6 件【協議事項】
20年度歯科衛生士研修会の講師 (5/31)

●学術委員会

【事業活動】第 3 回医科・歯科合同研修会 (12/22) 【報告事項】研修会・講習会、医薬品関連情報 (HP)、都市会学術研修会助成金事業、日歯 E システムの改修及び19・20年度実施要領における変更点

●福祉厚生委員会

【協議事項】ローン拡販キャンペーンチラシ(愛知県医療信組) の配布

●公衆衛生委員会

【事業活動】第 7 回全国共通がん医科歯科連携講習会 (12/15)、地域口腔ケアステーション運営連絡協議会 (12/19) 【出席会議】みえ摂食嚥下リハビリテーション研究会世話人会・学術集会 (12/14)、玉城町教育委員会訪問 (12/26) 【報告事項】全国共通がん医科歯科連携講習会の事後アンケート結果、「みえ歯ートネット」協力歯科医院名簿の更新、学校保健統計調査結果 【協議事項】20年度フッ化物洗口推進事業実施要領(案)、後期高齢者歯科健診質問票の変更(案)

●広報情報委員会

【事業活動】FM三重『はぴはぴ子育て』(12/12 放送) 【出席会議】三重テレビ20年度事業打合せ (12/19)、FM三重20年度事業打合せ (12/19)

【報告事項】『日歯広報』コラム「都道府県通信」記事、『日歯広報』「会員モニターの声」、第38回日本顎咬合学会学術大会パンフレット配布

【協議事項】最新歯科医療実態調査・調査票案

●スポーツ歯科 P.T

【報告事項】第20回日本スポーツ・健康づくり

協議事項

1. 20年度事業計画
2. 「子どもを虐待から守る条例の改正(中間案)」に対する意見

議題

- 第 1 号：障害者歯科センターの協力医の増員
第 2 号：互助会給付 (12/5~1/8 申請分)

歯学協議会日程 (6/20)、第24回日本体力医学会東海地方会抄録、三重とこわか国体・三重とこわか大会ポスター掲示協力依頼

●障害者歯科センター

【事業活動】障害者歯科センター診療実績

●災害時対応・体制室

【報告事項】セコム登録状況 (12/27 現在)、台風15・19号災害義援金の配分額の決定(日歯)、災害対策本部の解散(日歯)、災害時の歯科保健体制等に関する研修会日程 (2/20)

●日歯委員会等

【社会保険委員会】第 2 回社会保険委員会 (12/11) 【地域保健委員会】第 2 回地域保健委員会

(12/18) 【歯科医療安全対策委員会】第 2 回歯科医療安全対策委員会 (合同委員会) (12/18)

【日学歯】第 9 回理事会 (12/18)

●その他

【出席会議】介護給付費等審査委員会 (12/20)

【報告事項】20年度要望事項に対する回答 (新政みえ)、東海北陸厚生局によるオンライン資格確認の導入に関する医療関係団体説明会 (12/23)





個人型確定拠出年金制度（iDeCo）の概要

Q：個人型確定拠出年金制度（iDeCo）について教えてください。

A：個人型確定拠出年金とは、公的年金とは別の制度として年金給付を受けることのできる私的年金制度の一つです。個人型確定拠出年金は、公的年金と異なり、加入は任意で、個人型確定拠出年金を取り扱っている金融機関（以下「運営管理機関」といいます）への加入の申込み、掛金の拠出、掛金の運用（定期預金、保険商品、投資信託）の全てを加入者自身で行い、掛金とその運用益の合計額をもとに給付を受けることができます。

この制度の加入年齢は60歳未満の者で、受給年齢は60歳ですが、今後年齢の引上げが予定されています。

1 制度の詳細

実施主体	国民年金基金連合会
加入できる者	1 自営業者等（20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者） （農業者年金の被保険者、国民年金の保険料の免除されている者は除きます） 2 厚生年金保険の被保険者（60歳未満の国民年金第2号被保険者） （公務員や私学共済制度の加入者を含む。企業型年金加入者においては、企業型年金規約において個人型年金への加入が認められている者に限る） 3 専業主婦（夫）等（20歳以上60歳未満の国民年金第3号被保険者）
掛金の拠出	加入者個人が拠出（イデコプラス・中小事業主掛金納付制度を利用する場合は事業主も拠出可能） ※その年分の拠出額は、全額が小規模企業共済掛金等控除として課税所得から控除される。
拠出限度額	1 自営業者等 68,000円/月 （国民年金基金の掛金、又は国民年金の付加保険料を納付している場合は、それらの額を控除した額） 2 厚生年金保険の被保険者のうち ① 厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施している場合 12,000円/月 ② 企業型年金のみを実施している場合 20,000円/月 ③ 企業型年金や厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施していない場合（④を除く） ④ 公務員、私学共済制度の加入者 12,000円/月 3 専業主婦（夫）等 23,000円/月

2 運用

①運営管理機関が提示している運用商品（預貯金、投資信託、保険商品等）の中から、加入者等自身が運用指図を行う。②運用商品を選定・提示する者は、必ず3以上35以下の商品を選択肢として提示することになっている。③運用する商品は複数の商品を組み合わせて選ぶことができる。

3 給付

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
給付	5年以上20年以下の有期又は終身年金（一時金の選択可能）（分割受給は公的年金等の雑所得、一時金は退職所得）	給付については、左記と同じ。 (非課税所得)	一時金 (相続財産)	一時金 (一時所得)
受給要件	原則60歳に到達した場合に受給することができる。 なお、60歳時点で加入者期間が10年未満の場合は支給開始年齢が延びる。	加入者が70歳に達する前に傷病により一定以上の障害状態になった場合	加入者が死亡した場合	一定の要件を満たした場合



2020年度 歯科助手講習会について

2020年度歯科助手講習会を下記日程で開催します（19年度より開催日数を4回から3回へ変更いたしました）。この講習会は日本歯科医師会歯科助手訓練基準に基づいて実施されるもので、修了した方には、公益社団法人日本歯科医師会の歯科助手資格認定証が交付されます。受講希望者は先日送付した受講票に所定事項を記入のうえ、3月末日までに三重県歯科医師会宛に送付して下さい。

受講料：8,000円（申請料と教本の費用を含む）

- ・受講料は第1回の講習日に受付で納入して下さい。その際に教本をお渡しします。当日は窓口が混雑しますので、お釣りの必要がないようご準備下さい。
- ・遅刻・早退は原則として認めません。
- ・やむをえず欠席した教科については、次年度に当該教科を受講することにより修了が認められます。
- ・受講日には筆記用具を持参して下さい（第2回の実習に持参していただくものについては、第1回の講習日に説明いたします）。

2020年度歯科助手講習会日程

会場：三重県歯科医師会館（三重県津市桜橋2丁目120-2）

第1回 4月19日（日）

- | | |
|-------------|--|
| 9：30～11：00 | 講義：歯学概論／院内感染予防の基礎知識
講師：三重県歯科医師会役員 |
| 11：00～12：00 | 講義：保険診療のしくみ～円滑な受付業務のために～
講師：三重県歯科医師会役員 |
| 13：00～16：00 | 講義：歯科助手の心得と一般教養
講師：(有)エイチ・エムズコレクション 安川裕美氏 |

第2回 5月14日（木）

- | | |
|------------|--|
| 9：00～16：00 | 実習：歯科材料の取扱い／普通救命講習
講師：(株)ジーシー名古屋、津市中消防署 |
|------------|--|

第3回 5月24日（日）

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 10：00～12：00 | 講義：歯科診療の実際（1）
講師：三重県歯科医師会医療管理委員 |
| 13：00～15：20 | 講義：歯科診療の実際（2）
講師：三重県歯科医師会医療管理委員 |

※当日は駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用下さい。



12月・1月会務日誌

12月

- 1日 第5回歯科医師認知症対応力向上研修開催
亀山歯科医師会社会保障講習会に前田常務理事、鳴神理事出席
- 3日 常務理事会開催
- 4日 日本歯科医師会第1回議事運営特別委員会に大杉会長出席
- 5日 第11回理事会、都市顧問税理士連絡協議会開催
- 8日 第1回医療管理講習会開催
- 11日 日本歯科医師会第2回社会保険委員会に大杉会長出席
- 12日 第8回歯科技工士の養成・確保に関する検討会が東京都で開催され桑名理事出席
- 14日 子育て支援フォーラム in 三重に羽根副会長、伊東理事出席
みえ摂食嚥下リハビリテーション研究会世話人会・学術集会に福森常務理事出席
- 15日 厚生労働省委託事業第7回全国共通がん医科歯科連携講習会開催
東海口腔衛生学会常任幹事会が岐阜県で開

1月

- 9日 常務理事会、第12回理事会開催
- 10日 第72回三重県公衆衛生学会に福森常務理事、山本理事出席
- 12日 三重県歯科衛生士会第11回地域包括ケア歯科医療従事者養成講座に大杉会長出席
徳島県歯科医師会児童虐待防止対策講演会で羽根副会長講演
- 15日 日本学校歯科医会第10回理事会に福森常務理事出席

- 催され羽根副会長出席
伊勢地区歯科医師会社会保障講習会に前田常務理事、川瀬理事出席
- 18日 第1回三重県医療審議会に大杉会長出席
日本歯科医師会第2回地域保健委員会に羽根副会長出席
日本学校歯科医会第9回理事会に福森常務理事出席
日本歯科医師会第2回歯科医療安全対策委員会（合同委員会）に林常務理事出席
- 19日 第4回都市会長会議、地域口腔ケアステーション運営連絡協議会、第3回医療管理委員会開催
三重県健康管理事業センター理事会に服部副会長出席
- 22日 第3回医科・歯科合同研修会開催
- 23日 オンライン資格確認システム説明会東海北陸ブロック会議に前田常務理事、林常務理事出席

- 16日 学校歯科保健先進地視察研修、第3回学術委員会開催
東海ブロックHIV歯科医療連絡協議会に桑名理事出席
- 18日 東海信越地区歯科医師会第2回会長・専務理事連絡協議会が愛知県で開催され大杉会長、稻本専務理事出席
- 19日 第2回食支援担当者会議、食と健康フォーラム開催



松阪地区歯科医師会新年総会に大杉会長出席
伊賀歯科医師会新年総会に稻本専務理事出席
23日 第27回三重県スポーツ医・科学セミナー兼三重県スポーツ指導者研修会で蛭川理事講演
四日市歯科医師会校医研修会に福森常務理事、伊東理事出席
26日 三重県がん診療連携協議会第4回医科歯科連携部会、第9回医科・歯科連携推進人材養成研修会開催
尾鷲・南紀歯科医師会社会保障講習会に前田常務理事、新理事出席
日本歯科医師会第3回歯科医療安全対策委員会、医療事故調査制度研修会に林常務理

事出席
29日 都道府県歯科医師会地域保健・産業保健・介護保険担当理事連絡協議会に福森常務理事、伊東理事、伊藤理事、山本理事出席
桑員歯科医師会社会保障勉強会及び相談会に川瀬理事出席
30日 津歯科医師会医療管理・社会保障合同講習会に大杉会長、前田常務理事、林常務理事、川瀬理事出席
三重県公衆衛生審議会第2回歯科保健推進部会に福森常務理事、伊東理事出席
三重県医療審議会第2回健やか親子推進部会に福森常務理事出席

Member's News

本会会員数		(2月1日現在)
正会員第1種（一般）	695名	
正会員第2種（勤務）	30名	
正会員終身	120名	
準会員第3種（法人）	9名	
準会員第4種（直属）	2名	
長期の疾病等の会員	2名	
計	858名	
日歯会員数	64,844名	(12月31日現在)

診療所名変更

葛島政利先生（桑員）
葛島康平先生（桑員）
大長歯科矯正歯科
山下直彦先生（四日市）
医療法人 山下矯正歯科

FAX番号変更

瀬津書秀先生（四日市）
(診) FAX 059-352-8130

植松康明先生（松阪）

(診) FAX 0598-60-0678

謹んでおくやみ申し上げます



田辺隆義先生（津）

去る12月6日、お亡くなりになられました。

享年77歳



川田節大先生（津）

去る1月29日、お亡くなりになられました。

享年49歳



告知板

Information

第75回東海4県歯科医師親善ゴルフ大会のご案内

三重県歯科医師会ゴルフクラブ 会長 笠原浩義

春寒の候、先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、恒例となっております標記大会を、名門「レイクグリーンゴルフ俱楽部」において下記の要領で開催いたします。巧みに配された池が点在するトーナメントコースのレイクコース、120ものバンカーとアンジュレーションのみさのコース、どちらかを選んでプレーを楽しんでいただきます。

皆様お誘い合わせのうえ、奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時：2020年5月28日（木）午前8時スタート
レイク・みさの OUT・IN 同時スタート
2. 会 場：レイクグリーンゴルフ俱楽部（土岐ICまたは五斗薪スマートICより約5分）
〒505-0112 岐阜県可児郡御嵩町美佐野字押山2652-1
Tel 0574-67-5555 Fax 0574-67-5550
3. 会 費：参加費 一人 10,000円（参加費、賞品、パーティ代、パーティ時ドリンクを含む）
プレー代概算* メンバー14,120円 ビジター20,600円
(キャディ付き、モーニング、3ドリンク、昼食バイキング、パーティ代等を含む)
*2019年12月の料金です。変動する場合があります。
練習場は無料です。プロショップなどのご利用は各自でご精算下さい。
参加費の事前徴収にご協力お願いいたします。
4. 競技方法：18ホールストロークプレー
ダブルペリア方式 ダブルバーカット HC上限は36（同ネットの場合年長者上位）
使用ティはレギュラーティ（70歳以上はシニアティ、女性はレディースティ使用可）
その他はJGA・ローカルルールに従う
5. 表 彰：個人賞 優勝～15位及び飛び賞、B.B賞、B.M賞、B.G賞、D.C賞、N.P賞等
特別賞 レディース賞、シニア賞、団体賞（各県上位5位のネット合計、優勝県のみ）
6. 参加資格：三重県歯科医師会会員であること
7. 申込先：各都市歯科医師会事務局 または 鏡 忠明 Fax 059-262-0257
8. 申込締切：2020年4月7日（火）

※ご不明な点や詳細につきましては、所属の都市歯科医師会へお問い合わせ下さい。



日本臨床歯周病学会第38回年次大会開催のお知らせ

第38を迎える日本臨床歯周病学会年次大会は、中部支部が主幹となり名古屋市で開催されます。歯周病治療は歯科治療の中心、まさにど真ん中と位置付けられ、口腔内の炎症を消失させることと咬合の確保は、健康寿命延伸を図るだけでなく、人生の豊かさや喜びにも大きく寄与し、我々の日々の臨床における最大の使命であり、求められる医療であると考えられます。本大会では、審美と機能を兼ね備え、長期に安定した治療結果を目指すための知識と技術を学ぶために、「天然歯とインプラントの共存時代～ペリオど真ん中祭り～」を大会テーマに掲げ、特別講師としてアメリカの歯周病専門医で、インプラント治療の巨匠であるデニス・ターナー氏をお招きし、特別講演とシンポジウムを開催させていただきます。ぜひこぞってご参加ください。

2020年6月6日(土)～7日(日)

名古屋国際会議場

テーマ：天然歯とインプラントの共存時代

～天然歯を守るインプラント治療、インプラントを守る歯周治療～

◇主なプログラム◇

◆特別講演（2020年6月6日（土）15:00～18:00）※同時通訳あり

「天然歯とインプラントの共存時代

～天然歯とインプラントの共存する症例における審美的インプラントの包括的アプローチ～（仮）」

講師：Dennis P. Tarnow (College of Dental Medicine, Columbia University, USA)

◆シンポジウム（2020年6月7日（日）8:30～11:30）※同時通訳あり

「天然歯とインプラントの共存する症例に対する包括的歯科医療

～包括的歯周治療の治療計画の立案と具体的テクニックの応用を考察する～」

シンポジスト：Dennis P. Tarnow (College of Dental Medicine, Columbia University, USA)

佐々木 猛、藤本 浩平、佐分利 清信

◆歯科衛生士 教育講演（2020年6月6日（土）15:30～18:00）

「歯周病・インプラント周囲炎の病態論～リサーチマインドを持つ歯科衛生士の専門性～」

講師：井上 孝（学校法人田島学園東京医学技術専門学校・東京歯科大学特任教授）

◆歯科衛生士向け特別企画（2020年6月7日（日）9:30～11:30）

「認知症専門医が教える！脳の老化を止めたければ歯を守りなさい！」

講師：長谷川 義哉（医療法人ブレイン土岐内科クリニック）

詳細及び申し込みはHPから

<http://www.jacp38.nagoya/index.html>



互助会の現況

Mutual Aid Association

(19年12月1日～31日)

第1部（疾病共済）

入会	1名	退会	2名	累計	710名
収入累計	201,120,961円	繰越 入金		201,120,961円 0円	
支 出	1,680,000円				
残 高	199,440,961円	定期 普通 国債		138,000,000円 61,440,961円 0円	

療養給付：3名

死亡給付：1名

第2部（火災・災害共済）

入会	1名	退会	2名	累計	715名
収入累計	168,535,908円	繰越 入金		168,535,908円 0円	
支 出	0円				
残 高	168,535,908円	定期 普通		110,690,000円 57,845,908円	

災害給付：0名

(20年1月1日～31日)

第1部（疾病共済）

入会	0名	退会	1名	累計	709名
収入累計	199,440,961円	繰越 入金		199,440,961円 0円	
支 出	1,800,000円				
残 高	197,640,961円	定期 普通 国債		138,000,000円 59,640,961円 0円	

療養給付：1名

死亡給付：1名

第2部（火災・災害共済）

入会	0名	退会	1名	累計	714名
収入累計	168,535,908円	繰越 入金		168,535,908円 0円	
支 出	0円				
残 高	168,535,908円	定期 普通		110,690,000円 57,845,908円	

災害給付：0名

三重県歯科医師協同組合

購入希望の組合員の方は、当組合宛に
お申し込み下さい。
三重県歯科医師協同組合ホームページ
からオンラインでも購入できます。

歯科経理帳	(12か月分)	950円
収支日計表	(100枚綴)	620円
患者日計表	(100枚綴)	620円
領 収 書	(100枚綴)	470円
その他、保険診療情報提供文書各種等		

国保組合の現況

2019年10月／11月

保険給付状況

19年10月

		件 数	費 用 額	保険者負担額
療 養 給 付 費	当月分	3,813	62,669,517	44,211,089
	累 計	25,798	394,297,587	277,934,973
療 養 費	当月分	92	311,174	
	累 計	632	2,257,122	
高 額 療 養 費	当月分	39	5,439,102	
	累 計	261	29,827,116	
移 送 費	当月分	—	—	
	累 計	—	—	
出産育児 一 時 金	当月分	4	1,680,000	
	累 計	28	11,760,000	
葬 祭 費	当月分	—	—	
	累 計	2	300,000	
食事療養 標準負担額 減額差額	当月分	—	—	
	累 計	3	12,250	
傷 病 手 当 金	当月分	17	491,000	
	累 計	107	4,745,000	

19年11月

		件 数	費 用 額	保険者負担額
療 養 給 付 費	当月分	3,613	54,327,132	38,262,859
	累 計	29,411	448,624,719	316,197,832
療 養 費	当月分	93	319,784	
	累 計	725	2,576,906	
高 額 療 養 費	当月分	39	3,613,331	
	累 計	300	33,440,447	
移 送 費	当月分	—	—	
	累 計	—	—	
出産育児 一 時 金	当月分	10	4,200,000	
	累 計	38	15,960,000	
葬 祭 費	当月分	1	150,000	
	累 計	3	450,000	
食事療養 標準負担額 減額差額	当月分	—	—	
	累 計	3	12,250	
傷 病 手 当 金	当月分	12	426,000	
	累 計	119	5,171,000	

収支状況

19年度19年11月累計

区 分	金 額
歳 入 合 計	1,173,818,254
歳 出 合 計	622,283,350
収 支 差 引 残 高	551,534,904

19年度19年12月累計

区 分	金 額
歳 入 合 計	1,264,541,607
歳 出 合 計	720,531,584
収 支 差 引 残 高	544,010,023

被保険者異動状況

19年12月31日現在

区 分	被 保 険 者 数	前月との比較
組 合 員	2,796	6
家 族	1,432	3
計	4,228	9

20年1月31日現在

区 分	被 保 険 者 数	前月との比較
組 合 員	2,782	△ 14
家 族	1,427	△ 5
計	4,209	△ 19

編集後記

Editor's Note

今期より広報情報委員を務めています。委員になると会議取材を踏まえた原稿作成等、締め切りのある業務を任せられることがあります。昨年放送されたテレビドラマで、主人公が定時に退社して美味しいビールを飲むために、業務内容を付箋に書き出し、完了したら付箋を外す、という工夫をしていたので、私も真似をしてみました。やってみると、仕事の優先順位を決めて書き出すことで頭の中が整理され、付箋を貼ることで片付けるべき仕事を忘れないようになり、付箋を外すこと

ストレスが緩和される効果があると感じました。時間が有限であることが意識され、朝の診療前の時間を巧く活用できるようになった気がします。

「付箋だらけになって何も終わらないまま優先順位が混乱し、ストレスばかりがたまる」という結果にならないよう気を付け、一つひとつ着実に業務を遂行したうえで付箋を外すよう心掛け、三重県歯科医師会の委員としての役割をしっかり担いたいと思います。

(広報情報委員・村田賢司 記)

愛知県医療信用組合は、歯科医師のための 「相互扶助」の金融機関です。

昭和37年設立の「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」です。

●ご預金●

- ★市中銀行より利率の高い預金
普通預金、積立預金、定期預金
- ★将来の貯蓄にメリット大 など
- ★キャッシュカードは全国の金融機関並びに大手コンビニATMでも引き出しできます

●ご融資●

- ★歯科医師会入会金ローン
- ★開業資金
- ★運転資金、設備資金
- ★自動車ローン
- ★後継者の学資ローン など

詳細はホームページをご参照ください。

愛知県医療信用組合

検索

<http://www.iryoushin.com/>



愛知県医療信用組合

TEL:(052) 962-9569 FAX:(052) 951-8651

〒460-0002
名古屋市中区丸の内三丁目5番18号
愛知県歯科医師会館6階

三重県歯科医師会会員の皆さんへ

令和1年度

団体定期保険(Bグループ)

三重県歯科医師会グループ保険のご案内

制度の特色

- お手頃な保険料で大きな保障を得られます。
- 病気・災害による死亡を保障します。
- 1年毎に収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。(※将来のお支払いをお約束するものではありません。)
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。(※健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受できない場合や、保障内容を制限する場合があります。)
- (※お申込みにあたっては、「告知に関する重要事項」をご覧ください。)
- 保険期間は1年ですので、ライフスタイルに応じて保障額を見直せます。

保障額と月額保険料(例)

	ご本人			
	死亡保険金額(高度障害保険金額)			
保険年齢	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
30歳男性	3,425円	2,740円	2,055円	1,370円
40歳男性	4,075円	3,260円	2,445円	1,630円
50歳男性	6,925円	5,540円	4,155円	2,770円
60歳男性	13,400円	10,720円	8,040円	5,360円

*年齢は令和1年9月1日時点の年齢にて計算し、6か月以下は切り捨て、6か月を超える場合は1歳増しになります。

このチラシは商品の概要を説明したものです。

保障内容の詳細はパンフレットを必ずご覧ください。

また、制度内容等につきましては、下記までお問い合わせください。

■制度に関するお問い合わせ先:

三重県歯科医師協同組合

TEL 059 (227) 6488

〒514-0003 三重県津市桜橋2-120-2

■保険に関するお問い合わせ先:

SOMPOひまわり生命保険株式会社 三重支社

〒514-0004 三重県津市栄町3-115 損保ジャパン日本興亜津ビル2階 TEL 059(223)1401

●委託会社

下記の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額について、それぞれの引受割合(令和2年1月1日現在)に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。
なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社(70%) (事務幹事)
第一生命保険株式会社(30%)

HL-G-B1-19-01044 (使用期限:2021.1.31)

三重県歯科医師会会員の
指定店様へ

73th
Anniversary



空調のことなら ダイキン特工店・東3冷凍機に おまかせください。

最適な節電プランをまごころ込めてご提案します。

9年連続
販売台数
全国1位

弊社は2018年度環境対策型エアコン販売台数で9年連続全国1位を継続しています。
創業73年の実績と経験で、安心をお届けします。

※2018年10月末集計(ダイキン工業特工・特約店958社中)

10年保証

今年で16年目を迎えた10年保証そして2014年2月より、さらなる安心の15年保証。より長く安心してエアコンをご利用いただけます。

User's Voice

風当たりも解消され、電気代も以前と比べ3分の2となり、かなり削減できています。

山崎歯科クリニック様



10年保証もあるから、万が一故障してもすぐに対応してもらえるのは安心ですね。

兵藤歯科様



HPのトップ画面から433件閲覧できます。動画もWEBで。



最新の補助金活用・税制優遇をご案内

補助金事業部では設計・申請・施工を一貫して行い、コストカットし採択率を高めます

DAIKIN 空調の未来を考える

東3冷凍機

お問い合わせは AM9:00~PM6:00

フリーダイヤル

0120-130-047

当社HP:www.tousanreitouki.com

ZIP-FM 77.8

ZIP-FM NOW ON AIR

ナレーション:C.W.ニコル





損保ジャパン日本興亜の三重県オリジナル自動車保険

安心・安全のお参りつき

『THE クルマの保険 三重』



赤目四十八滝（写真提供：赤目四十八滝渓谷保護会）



伊勢神宮（写真提供：神宮司庁）



四日市工場夜景（写真提供：四日市観光協会）



賢島（写真提供：伊勢志摩国立公園協会）

損保ジャパン日本興亜は、三重県と「地域産業の支援等に関する包括協定」を締結し、三重県民の皆さまの安心・安全なくらしの実現に向け、協働した取組みを行っています。

特長① 安心補償

地震・噴火・津波
車両全損時一時金特約が付帯されます！

特長② 交通安全

安心・安全のお参りつき！ 全国初！

特長③ 社会貢献

三重県の災害ボランティア活動の
支援に貢献できます！ 全国初！

【引】受保険会社】



SOMPO ホールディングス | 保険の先へ、挑む。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

三重支店 津支社 T514-0004 三重県津市栄町3-115

損保ジャパン日本興亜津ビル6F TEL 059-226-3011

公式ウェブサイト <http://www.sjnk.co.jp/>

★本取組みは2016年12月の発売から1年間を実施期間とします。以降はこの商品の普及状況を勘案して実施の継続を検討します。また、予告なく終了することがありますので、あらかじめご了承をお願いします。

★「THE クルマの保険 三重」は、「個人用自動車保険」または「一般自動車保険」に「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」を付帯したプランのペッターネームです。

★「THE クルマの保険 三重」はご加入者さまの交通安全を祈願する商品ですが、「THE クルマの保険 三重」にご加入された皆さまに事故が発生しないことをお約束するものではありません。

★損保ジャパン日本興亜は、特定の政治や宗教団体とは無関係であり、信仰等をお勧めすることは一切ありません。

会員好評受付中！

mint

三重インターネットサービス

ブロードバンドが未来をひらく!
mintはインターネットをトータルにサポートします。

<http://www.mint.or.jp/>

お問い合わせは

MDT 三重データ通信株式会社

TEL : 059-223-1818

E-Mail : mint@mint.or.jp



Thinking ahead. Focused on life.

Signo T500

シグノの新たな歴史が始まる

SignoT500は、Studio F·A·Porscheのデザイン哲学と、モリタのプロフェッショナルな水準を理想的に網羅しています。洗練された色、素材、細部までこだわった仕上げは、テクノロジーと家具の共生そのもの。さらに容易なメンテナンス性と、複雑な人間工学を満たすような設計をしています。

Debut



Design by STUDIO F·A·PORSCHE

株式会社 モリタ 大阪本社 大阪府吹田市涿井23-18 T06-6650 2526 東京本社 東京都台東区上野2-11-15 T03-3834 0161 販売会社: 利吉株式会社 滋賀県大津市新林町1丁目1号 T077-322-9070 (フリーコール) 製造販売 製造 株式会社 モリタ東京製作所 本社工場 総工場北足立郡伊奈町小笠1179 T092-0600 T048-723-2621 取扱名: シグノ 特許登録: 9,980,000円-(商標登録別途)2018年6月21日現在 一般販売名: 直接販売 小型機器の分類: 並置医療機器(クラスII) 有効保守監視医療機器 医療機器登録番号: 229AKBZX00081000 沢定耐用年数(機器年数): 7年
詳細な製品情報につきましては、こちらをご参照ください。 www.dental-plaza.com

